

大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーや省エネルギー等の普及を促し、家庭部門から排出されるCO2排出量の削減及び地球温暖化対策を推進するため、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）」の導入費に係る補助金の交付について、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) Z E H等 住宅の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとなることを目指した新築戸建て住宅をいい、別表1の区分ごとに、それぞれ同表の要件を満たすものをいう。

(2) 補助事業者 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の申請主体であり、補助金の交付を受けようとする個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、前条第1号で規定する住宅を導入する事業であって、次のいずれかの事業であること。

(1) 補助対象住宅を新築する事業

(2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条の補助対象事業を実施する個人であって、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 大井町に居住している者又は居住する予定の者で、補助対象事業完了時に大井町に住民登録があること。

(2) 国又は神奈川県が行うZ E H等に対する補助金の交付決定を受けていること。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、国又は神奈川県的一方から補助金の交付決定を受けている場合は、国又は神奈川県に提出した申請書記載の金額と同額とする。

2 国及び神奈川県の双方から補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金の対象経費のうち、いずれか金額が低い方を補助対象経費とする。

(補助額の算出方法)

第6条 補助額は、Z E H等1件につき補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）の額とする。ただし、15万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 国又は神奈川県のZ E H等に関する補助対象事業の申請時に提出した申請書類一式の写し

(2) 国又は神奈川県から送付された交付決定通知書

(3) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に定める申請書を受理した場合は、その内容を審査し、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

(事業の変更及び中止)

第9条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金計画変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止する場合は、速やかに大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の中止を承認するときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業を完了した日から2か月以内に、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金完了実績報告書（第7号様式）（以下「完了実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 国又は神奈川県に提出した完了実績報告に係る書類一式の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 町長は、前条に定める完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付確定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して6年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金処分承認申請書(第10号様式)を

町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- (4) 国又は神奈川県が交付決定を取り消されたとき。
- (5) 第9条第3項及び第4項の規定により補助対象事業を中止するとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(町の施策への協力等)

第16条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

分類・通称	要件					その他要件・備考	目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に応じて、特定の地域に目指すべき水準を設定している。)
	外皮基準 (UA値)		一次エネルギー消費量削減率※6		再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く。) すること。		
	地域区分	1・2	3	4～7			
『ZEH』 ゼッチ	≤0.40	≤0.50	≤0.60	≥20%	≥100%	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く。) すること。	—
	''	''	''	≥25%	''	上記に加え、※5のうち2項目以上を満たす。	—
Nearl y ニアリー・ゼッチ	''	''	''	≥20%	≥75% <100%	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く。) すること。	・寒冷地 (地域区分1又は2地域) ・低日射地域 (日射区分A1又はA2地域) ・多雪地域
Nearl y ZEH+	''	''	''	≥25%	''	上記に加え、※5のうち2項目以上を満たす。	—
ZEH Ori ented ゼッチ・オリエンテッド	''	''	''	≥20%	—	下表の対象地域に該当する。 再生可能エネルギー未導入も可。	下表の対象地域が該当する。

ZEH Ori ented対象地域
(右記のいずれかの地域に該当する。)

- ・都市部狭小地等 (北側斜線制限の対象となる用途地域等 (第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域) であって、敷地面積が 85 m²未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)
- ・多雪地域 (建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)

- ※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準 (ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、UA値 1・2地域: 0.4 W/m²K以下、3地域: 0.5 W/m²K以下、4～7地域: 0.6 W/m²K以下とする。
- ※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。 (ただし余剰売電分に限る。)
- ※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法 (暖冷房、換気、給湯、照明 (その他の一次エネルギー消費量は除く)) とする。
換気、給湯、照明、昇降機 (その他の一次エネルギー消費量は除く)) とする。
- ※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。
- ※5 ZEH+の追加要件は、次の3要素のうち2つ以上。
①外皮性能の更なる強化: UA値 [W/m²K] が地域区分ごとに次の値以下であること。

地域区分	1・2	3・4	5～7
UA値 [W/m ² K]	0.30	0.40	0.50

- * 4・5地域のUA値については、2022年度までは、0.50以下でも可とする。
- ②高度エネルギーマネジメント: HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。
- ③電気自動車を活用した自家消費の拡大措置: 太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に充電、または電気自動車と住宅間で電力を充電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用可能としていること。
- ※6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。